

災害等による消費税簡易課税制度選択
(不適用)届出に係る特例承認申請書

災害

收受印

2通提出

※法人番号は、税務署提出用2通のみに記載してください。

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	印
	法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	

税務署長殿

下記のとおり、消費税法第37条の2第1項又は第6項に規定する災害等による届出に係る特例の承認を受けたいので申請します。

届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類	<input type="checkbox"/> ① 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> ② 消費税簡易課税制度選択不適用届出書		
選択被災課税期間又は不適用被災課税期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (②の届出の場合は初日のみ記載します。)		
上記課税期間の基準期間における課税売上高	円		
イ 発生した災害その他やむを得ない理由	イ		
ロ 被害の状況	ロ		
ハ 被害を受けたことにより特例規定の適用を受けることが必要となった事情	ハ		
ニ 災害等の生じた日及び災害等のやんだ日	ニ (生じた日)	(やんだ日)	
事業内容等	(①の届出の場合の営む事業の種類)	税理士署名押印	印 (電話番号 - -)
参考事項			

※ 上記の申請について、消費税法第37条の2第1項又は第6項の規定により、上記の届出書が特例規定の適用を受けようとする(受けることをやめようとする)課税期間の初日の前日(平成 年 月 日)に提出されたものとするを承認します。

第 号
令和 年 月 日 税務署長 印

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	みなし届出年月日	年 月 日
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日
	通信日付印	確認印	台帳整理	年 月 日
	年 月 日			

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。
2. ※印欄は、記載しないでください。

「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用） 届出に係る特例承認申請書」の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受け、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間等について、消費税法第37条第1項の規定の適用を受けることが必要となった又は受けることの必要がなくなった場合に、消費税法第37条の2第1項又は第6項に規定する届出書の提出日の特例の承認を受けようとする事業者が提出するものです。

2 提出時期等

承認を受けようとする事業者は、この申請書を災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内（当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日とその申請に係る消費税法37条の2第1項又は第6項に規定する課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該課税期間等に係る消費税法第45条第1項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

税務署長の承認を受けた場合には、その適用（不適用）を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。

（注）1 個人事業者にあつては、上記かつこ書きのうち、「翌日」とあるのは、「翌日から1月を経過した日」となります。

2 申告書の提出期限が、国税通則法第11条《災害等による期限の延長》の適用を受けて延長されたときは、この申請書の提出期限も同様に延長されます。

3 記載要領

(1) 元号は、該当する箇所に○を付します。

(2) 「届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類」欄には、この申請書により届出日の特例承認を受けようとする届出書を記載します（該当する届出書の□にレを付します。）。

(3) 「選択被災課税期間又は不適用被災課税期間」欄には、この申請により届出日の特例承認を受けたとした場合に、上記(2)の届出書の効力が発生することとなる課税期間の初日及び末日を記載します。

なお、上記(2)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択不適用届出書（第25号様式）」である場合には、初日のみ記載します。

(4) 「イ 災害その他やむを得ない理由」等の欄には、イ、ロ、ハ、ニの理由、状況等について記載します。

なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください（以下同じ。）。

(例) イ ○○地震 ロ 工場建物の倒壊（○○市××町） ハ 倒壊した工場再建築のため簡易課税制度をとりやめたい
--

(5) 「事業内容等」欄には、営む事業の内容を具体的に記載します。

なお、上記(2)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択届出書（第1号様式）」である場合には、簡易課税制度の第一種事業から第六種事業の6種類の事業区分のうち、該当する事業の種類を併せて記載します。

(6) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

(7) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。